

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

準確定申告書は忘れずに

Q：父が死亡しました。相続人である私は父の死亡時までの所得に対して確定申告書を提出しなければならないのでしょうか。

A：被相続人に確定申告の義務がある場合には、各相続人は相続開始を知った日の翌日から4か月以内に連署して一通の所得税の申告書（準確定申告書といいます。）を提出しなければなりません。提出先は被相続人の死亡当時における所得税の納税地です。但し、他の相続人の氏名を付記して各人別にそれぞれの確定申告書を提出してもよいことになっていますが、この場合には、提出した相続人は他の相続人に通知しなければなりません。

この準確定申告書には、相続人の相続分を記載し、各相続人はその割合で按分した所得税を納める義務を承継します。提出期限までに相続分が確定していないときには、法定相続分によります。その後、確定した相続分が以前に提出した申告書に記載された法定相続分と異なった場合でも、それ以前に生じた承継税額を訂正する必要はありません。

確定申告書の提出義務がない場合でも、相続人は「確定損失申告書」及び「還付を受けるための申告書」を提出することができます。

「確定損失申告書」の申告期限は上記の準確定申告書と同じ4か月以内です。「還付を受けるための申告書」には申告期限はありませんがその請求権は5年間行使しないと時効により消滅します。

